4　スロバキア協定に関し、法の規定を適用することにより支給する給付等については、公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により、給付等の額を計算するものとするとともに、当該按分率の基礎となるスロバキア協定に係る相手国期間の範囲について定めることとした。（第三四条、第三五条、第三八条、第四〇条、第七二条、第七三条第一項、第三項及び第四項、第七七条第一項及び第三項、第八四条第三項、第一〇五条、第一〇八条、第一一九条第一項及び第三項、第一二三条第一項及び第三項並びに第一二七条第三項関係）

5　この政令は、スロバキア協定の実施に係る部分についてはスロバキア協定の効力発生の日から、中国協定の実施に係る部分については中国協定の効力発生の日から施行することとした。

# 政令

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二十四号**

## 平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度）

**第一条**　平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）第一条に規定する災害をいう。次条において同じ。）についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度は、平成三十一年度とする。

（災害対策基本法施行令第四十三条第六項の規定の適用の特例）

**第二条**　平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第六項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「二年」とする。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎

## 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二十五号**

## 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第十条第二項の規定により読み替えられた国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条第一項第一号並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第十三条第二項第三号ロ、第十五条第二項第二号（同条第三項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項第二号（同条第三項（同法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号において準用する場合を含む。）、同法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十九条第一項、第三十二条第二項第二号及び第五項第二号（これらの規定を同条第七項、同法第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項第二号（同法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。）及び第四項第二号（同法第四十条第八項第二号において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項、第六十条第二項、第六十一条並びに第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五十八号を第五十九号とし、第四十四号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四十三号の次に次の一号を加える。

四十四　韓国協定　社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定をいう。

第二条に次の二号を加える。

六十　スロバキア協定又はスロバキア実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定又はスロバキア協定第一条1(e)に規定するスロバキア共和国の実施機関をいう。

六十一　中国協定　社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定をいう。

第二十二条に次の一号を加える。

十四　スロバキア協定

第三十四条に次の一号を加える。

十二　スロバキア協定

第三十五条、第三十八条及び第四十条中「又はルクセンブルク協定」を「、ルクセンブルク協定又はスロバキア協定」に改める。

第五十条第三号を次のように改める。

三　韓国協定

第五十条に次の二号を加える。

十九　スロバキア協定

二十　中国協定

第六十一条に次の一号を加える。

十二　スロバキア協定

第七十二条に次の一号を加える。

十　スロバキア協定

第七十三条第一項、第三項及び第四項、第七十七条第一項及び第三項並びに第八十四条第三項中「又はルクセンブルク協定」を「、ルクセンブルク協定又はスロバキア協定」に改める。

第八十九条に次の一号を加える。

三　中国協定

第九十条に次の一号を加える。

十七　スロバキア協定第一条1(c)に規定するスロバキア共和国の法令